

身体拘束廃止についての基本方針

○ 身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。児童発達支援センターやまぶき園は、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束をしない支援の実施に努める。

(身体拘束禁止となる具体的な行為について)

- ① 自由に動けないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 行動を制限するための衣服を着せる。
- ⑤ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑦ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

○ 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

(やむを得ず身体拘束を行う場合の取り扱い)

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。また、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・ご家族へ説明し同意を得て行う。身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、支援の見直し等により出来るだけ早期の拘束の解除に向けて取り組む。

(日常の支援における留意事項)

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者及び保護者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応を行う
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない
- ⑤ 万一、緊急やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「緊急やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める

- 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - ① 身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
 - ② 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで身体拘束適正化委員へ報告を行うこと。当該報告を受けた身体拘束適正化委員は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。
-
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について
この指針は施設内に掲示及びホームページに公表し、利用者・保護者・従業者等がいつでも自由に閲覧することが出来る。